

2016年9月28日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第429号）

中国人民銀行、国家外貨管理局、 RQFII で届出管理導入等の規制緩和 QFII と足並み揃え

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行と国家外貨管理局は2016年9月5日付で、『人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の管理に関する問題についての通達』（銀発[2016]第227号、以下『227号通達』という）を公布しました。この『227号通達』では、人民元適格国外機関投資家（RQFII）による国内証券投資枠の取得手続について、基礎限度額以内であれば届出での申請を許可する等、RQFII 投資限度額に係る申請の利便性を高める規制緩和を図っています。

□ オフショア人民元の利用拡大を図る RQFII の規制緩和

国外機関投資家がオフショア人民元資金で中国国内の証券へ投資することを認める RQFII 制度。この制度における投資枠の取得は、審査・批准により管理されてきました。しかし『227号通達』では、資産規模もしくは管理する証券資産規模を超えない一定比率の投資限度額（基礎限度額）の取得を届出管理へと改めました（第3条）。これにより資産規模と基礎限度額の上限が連動することになり、資産規模が増加すると基礎限度額の上限も上昇することになります（基礎限度額の計算式は以下の図表をご参照ください）。ただ、申請する投資限度額が基礎限度額を超える場合には、従来どおり審査・批准が必要です。また、投資限度額は残高管理となるため、累計純入金資金が届出、もしくは批准を経た投資限度額を超えてはならない点に留意しなければなりません（第8条）。『227号通達』以前に投資限度額を取得している RQFII がその増加を希望する場合、増加分を加えたその合計がなお基礎限度額を超えない場合の手続は届出で、増加分を加えた合計が基礎限度額を超える場合、あるいは既得の投資限度額がすでに基礎限度額を超えている場合には従来どおり国家外貨管理局での批准が必要となります（第7条）。

また、『国家外貨管理局 人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の試行に関する問題について

の通達』で規定されている 1年の投資元本の固定期間¹は、『227号通達』において、オープンエンド型ファンドを除いたRQFIIによる投資元本の累計入金が1億人民元に達した日から3カ月に短縮されています（第9条）。

第10条では、投資限度額の転売・譲渡の禁止、投資限度額を取得した日から1年以内に有効使用されなかった場合にはその全部もしくは一部が回収されると明記されていますので、注意が必要です。

□ 外国機関投資家による中国証券投資への門戸を開いたQFII・RQFII制度

中国国外の機関投資家にクロスボーダー証券投資を認める制度として、適格国外機関投資家（QFII）制度とRQFII制度があります。外貨で人民元を購入し中国国内で証券投資を行うQFII制度は2002年に導入され、RQFII制度は2011年に試行を開始しました。

当初はQFII・RQFII両制度ともに、まず中国証券監督管理委員会でQFIIもしくはRQFIIの資格を申請、批准を得たのち国家外貨管理局に投資限度額を申請し批准を得てはじめて証券投資が可能でした。しかし、『227号通達』に先立つ2016年2月に公布された『適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定』²（国家外貨管理局公告2016年第1号）で、QFII制度における批准管理が届出管理へと変更される等の規制緩和がすでに実施されており、『227号通達』はQFII制度と歩調を合わせた形となります。

【図表】QFIIとRQFIIの比較

		QFII	RQFII
基礎限度額 計算式 [※]	適格機関投資家とその所属 集団の資産（または管理資 産）が主に国外にある	1億米ドル + 直近3年の平 均資産規模 × 0.2% - 取得 済の人民元適格国外機関投資 家限度額（米ドル換算）	1億米ドル相当額 + 直近3年 の平均資産規模 × 0.2% - 取得済の適格国外機関投資家 限度額（人民元換算）
	適格機関投資家とその所属 集団の資産（または管理資 産）が主に国内にある	50億人民元相当額 + 前年度の 資産規模 × 80% - 取得済の 人民元適格国外機関投資家限 度額（米ドル換算）	50億人民元 + 前年度の資産規 模 × 80% - 取得済の適格国 外機関投資家限度額（人民元換 算）
投資元本の固定期間		投資元本の累計入金額が2000万 米ドル相当に達した日から3カ 月間	投資元本の累計入金額が1億人民 元に達した日から3カ月間（オー プンエンド型ファンドを除く）
口座管理		✓人民元基本預金口座を開設 ✓投資市場ごとに各人民元専用預金口座を開設	

※ QFIIは、中央銀行・通貨当局やソブリン・ウェルス・ファンド等を含め、基礎限度額上限を50億ドルとする。
レートの計算には国家外貨管理局が発表している対米ドル換算レート表（申請日前月分）を使用します。

（関連通達に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

中国人民銀行と米連邦準備制度理事会（FRB）は2016年6月、米国での人民元建て決済に関する協力覚書に調印。中国人民銀行は、香港に次ぐ規模となる2,500億人民元のRQFII投資枠を米国に付与する

¹ 元本固定期間とは、RQFIIによる投資元本の国外送金を禁止する期間を指します。

² 『適格国外機関投資家による国内証券投資外貨管理規定』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第416号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0428-XF-0105.pdf>

ことに同意しました（香港の投資枠は 2,700 億人民元）。国家外貨管理局の公開資料によると、2016 年 8 月 30 日現在、RQFII 資格を取得している機関投資家の数は 170、国家外貨管理局が批准した投資限度額の累計は 5,103 億 3,800 万人民元に上っています。

最近の報道では、「滬港通」に続く、香港と深圳の株式相互取引制度「深港通」システムのテストが 10 月末よりスタート予定、さらに上海とロンドンの「滬倫通」への準備作業が進められているといった情報が伝えられています。QFII、RQFII 両制度においても規制が緩和されたことで、中国国内への資本の呼び込みがさらに加速されそうです。

『227 号通達』は、公布の日より施行されています。その詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 11 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

中国人民銀行、国家外貨管理局

銀発[2016]227号

人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の管理に関する問題についての通達

中国人民銀行上海総部、各分行・営業管理部、各省都（首府）都市中心支行、各副省級都市中心支行；
国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、計画単列市分局；国家開発銀行、各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行；

人民元適格国外機関投資家（以下、「人民元適格投資家」という）による国内証券投資管理を規範化するため、『人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の試行弁法』（中国証券監督管理委員会、中国人民銀行、国家外貨管理局第90号令）および関連規定に基づき、ここに関連問題について以下のように通知する。

1. 中国人民銀行、国家外貨管理局およびその分支機構は、法に基づき人民元適格投資家による国内証券投資の投資限度額（以下、「投資限度額」という）、資金口座、資金受取・支払等に対して監督、管理および検査を実施する。
2. 中国証券監督管理委員会（以下、「証監会」という）の許可を経て国内証券市場に投資する人民元適格投資家は、その国内保管者（以下、「保管者」という）に委託して本通達の要求する関連手続を代理取扱させなければならない。

同一人民元適格投資家は、3社を超えない保管者に委託することができる。複数の保管者に委託する場合、1社の保管者を主報告者（保管者が1社の場合その保管者を主報告者と規定する）に指定し、投資限度額の届出および審査・批准の申請、主体情報登記等の事項を統一して代理取扱する責任を負わせなければならない。

3. 国家外貨管理局は、単一の人民元適格投資家の投資限度額に対して届出もしくは審査・批准管理を実行する。

人民元適格投資家は、証監会による資格許可を取得した後、届出の形式を通じて、その資産規模もしくは管理する証券資産規模（以下、「資産規模」という）を超えない一定比率の投資限度額（以下、「基礎限度額」という）を取得することができる。基礎限度額を超える投資限度額の申請は、国家外貨管理局の批准を経なければならない。

国外ソブリン・ファンド、中央銀行および通貨当局等の機構の投資限度額は、資産規模比率の

制限を受けず、その国内証券市場に投資する需要に基づき相応の投資限度額を取得することができ、届出管理を実行する。

4. 人民元適格投資家の基礎限度額の基準は以下のとおり。

- (1) 人民元適格投資家もしくはその所属集団の資産（もしくは管理する資産）が主に中国国外にある場合、計算公式は「1億米ドル相当額+直近3年の平均資産規模×0.2%—すでに取得した適格国外機関投資家の限度額（人民元に換算して計算する、以下「QFII 限度額」という）」とする。
- (2) 人民元適格投資家もしくはその所属集団の資産（もしくは管理する資産）が主に中国国内にある場合、計算公式は「50億人民元+前年度の資産規模×80%—すでに取得したQFII 限度額（人民元に換算して計算する）」。

以上の為替レート換算は、申請の日の前月に国家外貨管理局が公布した各種通貨対米ドル換算レート表を参照して計算する。

中国人民銀行、国家外貨管理局は、国際収支、資本市場の発展および開放等の要素を総合的に考慮して、上述の基準に対して調整を行うことができる。

5. 人民元適格投資家による基礎限度額内の投資限度額の届出は、主報告者に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 投資限度額届出の状況説明、ならびに『人民元適格国外機関投資家登記表』（添付1を参照）記入。
- (2) 監査を経た人民元適格投資家の直近3年/前年度の賃借対照表（もしくは管理する証券資産規模の監査報告等）。
- (3) 証監会の資格許可証明文書のコピー。

主報告者は、真剣に職責を履行し、厳格に人民元適格投資家の資産規模、すでに取得したQFII限度額等の証明資料を審査し、人民元適格投資家もしくはその所属集団資産の国内外分布状況に基づき、基準により正確にその基礎限度額および届出予定の投資限度額を確認した後、毎月10日までに、人民元適格投資家の投資限度額届出資料を集中して国家外貨管理局に報告して届出しなければならない（書式は添付2を参照）。国家外貨管理局は、確認後、届出情報を主報告者にフィードバックする。

6. 人民元適格投資家による基礎限度額を超える投資限度額の申請は、主報告者を通じて国家外貨

管理局に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 主報告者および人民元適格投資家の書面申請。限度額増加の理由および現有投資限度額の使用状況を詳細に説明すること。
- (2) 人民元適格投資家に関連する保管者の届出情報（書式は添付 3 を参照）。
- (3) 監査を経た人民元適格投資家の直近 3 年あるいは前年度の賃借対照表（もしくは管理する証券資産規模の監査報告等）。
- (4) 国家外貨管理局が要求するその他の資料。

人民元適格投資家は、主報告者とその他の保管者の間の限度額の配分を適切に遂行し、限度額管理の関連要求を着実に履行しなければならない。

国家外貨管理局は、定期的にその政府ウェブサイト（www.safe.gov.cn）で人民元適格投資家の投資限度額状況を開示する。

7. 本通達配布前にすでに投資限度額を取得した人民元適格投資家が、投資限度額増加の申請を提出する場合、以下の手順により手続を行う。
 - (1) すでに取得した投資限度額が基礎限度額を超えていない場合：すでに取得した投資限度額に増加を申請する投資限度額を加えた合計がなお基礎限度額を超えないとき、本規定第 5 条の要求により届出手続を行う。すでに取得した限度額に増加を申請する投資限度額を加えて基礎限度額を超えるとき、本規定第 6 条の要求により国家外貨管理局に報告して批准されなければならない。
 - (2) すでに取得した投資限度額が基礎限度額を超える場合、本規定第 6 条の要求により国家外貨管理局に報告して批准されなければならない。
8. 人民元適格投資家の投資限度額には、残高管理を実行する。すなわち、人民元適格投資家の累計純入金資金は届出もしくは批准を経た投資限度額を超えてはならない。
9. オープンエンド型ファンドを除き、人民元適格投資家のその他の商品（もしくは資金）の投資元本の固定期間は 3 カ月とする。元本の固定期間は、人民元適格投資家による投資元本累計入金が 1 億人民元に達した日から計算する。

上述の元本固定期間とは、人民元適格投資家による投資元本の国外送金を禁止する期間を指す。

10. 人民元適格投資家は、いかなる形式でも投資限度額をその他の機構および個人に転売、譲渡し

て使用させてはならない。

人民元適格投資家の投資限度額が届出もしくは批准の日から 1 年以内に有効使用されなかった場合、国家外貨管理局は未使用の投資限度額の全部もしくは一部を回収する権限を有する。

11. 人民元適格投資家は『国外機関の人民元銀行決済口座管理弁法』（銀発[2010]249号印刷・配布）、『中国人民銀行による国外機関の人民元銀行決済口座の開設および利用に関連する問題についての通達』（銀発[2012]183号）等規定に基づき、国外機関人民元基本預金口座を 1 つ開設しなければならない。

人民元適格投資家は人民元基本預金口座を開設した後、適格国外機関投資家で保管者資格を有する国内商業銀行を選択し、取引所証券市場の取引資金決済専用預金口座およびインターバンク債券市場の取引資金決済専用預金口座を開設し、それぞれ取引所証券市場およびインターバンク債券市場への投資に用いる。人民元適格投資家が株価指数先物取引に参加する場合、先物保証金預託銀行で株価指数先物保証金決算に用いる専用預金口座を開設することができる。

人民元適格投資家が上述の口座を開設する時、自己保有資金およびその資産管理サービスを提供する顧客資金を区別し、ならびにそれぞれ口座を開設しなければならない。オープンエンド型ファンドを開設する場合、各オープンエンド型ファンドは単独で開設しなければならない。

12. 人民元適格投資家が専用預金口座を開設する場合、以下の資料を提供しなければならない。

- (1) 証監会による人民元適格投資家の資格許可証明文書のコピー。
- (2) 国家外貨管理局の限度額届出情報もしくは批准回答文書。
- (3) 信託管理銀行の信託管理資格の書面文書。
- (4) 人民元適格投資家と信託管理銀行の信託管理協議。
- (5) 中国人民銀行が要求するその他の文書。

人民元適格投資家によるインターバンク債券市場への投資は、中国人民銀行公告[2016]第 3 号の関連規定を参照して執行する。人民元適格投資家がインターバンク債券市場取引資金決済専用預金口座を開設する場合、同時にインターバンク債券市場に参入する届出通知書および保管者のインターバンク債券市場決済代理資格許可の書面文書を提出しなければならない。

13. 人民元適格投資家専用預金口座の収入範囲は、人民元適格投資家が国外から払込む投資元本、証券売却所得、現金配当、利息収入、本通達に基づき開設したその他の専用預金口座から振り替える資金および中国人民銀行および国家外貨管理局が規定したその他収入とする。

人民元適格国外機関投資家専用預金口座の支払範囲は、証券買入れで支払う代金、元本および投資利益の払出し、投資の関連税金・費用の支払い、本通達に基づき開設したその他の専用預金口座に振替払出す資金および中国人民銀行および国家外貨管理局が規定するその他の支払とする。

14. 批准を経ずに、人民元適格投資家専用預金口座とその国内のその他の口座間で資金を振り替えてはならない。自己保有資金、顧客資金および各オープンエンド型ファンド間で資金を振り替えてはならない。

批准を経ずに、人民元適格投資家専用預金口座内の資金は、国内証券投資以外のその他の目的に用いてはならない。人民元適格投資家専用預金口座は、現金を引出してはならない。

15. 人民元適格投資家は本通達に基づき開設した銀行決済口座内の資金預金金利は、中国人民銀行の関連規定に基づき執行する。

16. 人民元適格投資家に以下のいずれかの状況がある場合、1 カ月以内に資産を現金化してその口座を閉鎖しなければならず、その相応する投資限度額は同時に無効とする。

- (1) 証監会がすでにその資格許可を取り消した場合。
- (2) 国家外貨管理局が法に基づき人民元適格投資家の投資限度額を取り消した場合。
- (3) 中国人民銀行、国家外貨管理局が規定するその他の状況。

17. 人民元適格投資家が発起・設立したオープンエンド型ファンドは、保管者により購入申込みもしくは買戻しの相殺純額に基づき、毎日そのために相応の人民元を払込、国外に払出の手続を行うことができる。その他の商品若しくは資金は固定期間終了後、保管者に委託して関連資金の入金・対外送金の手続を行うことができる。

人民元適格投資家がすでに実現した累計収益を対外送金する必要がある場合、保管者は人民元適格投資家の書面申請もしくは指図、中国登録会計士が発行した投資収益専門監査報告、完納もしくは税務届出証明（もしある場合）等により、そのために関連資金の対外送金手続を取り扱うことができる。

18. 保管者は人民元適格投資家のため資金の入金・対外送金を取り扱う時、相応の資金の受取・支払に対し真実性とコンプライアンス性の審査を行い、合わせて着実にアンチ・マネーロンダリングおよびアンチ・テロ融資の義務を履行しなければならない。

19. 人民元適格投資家は、初めて投資限度額を取得した日からの10営業日以内に、主報告者を通じて、主報告者所在地の外貨管理部門に特殊機構コードを申請して、人民元適格投資家の主体情報登記を行わなければならない。その他のクロスボーダーもしくは外貨収支業務によりすでに特殊機構コードを取得している場合、重複申請する必要はない。

保管者は、『国家外貨管理局による適格投資家データ送付方式の調整に関する通達』（匯発[2015]45号）の要求に基づき、人民元適格投資家関連の監督管理および統計データを送付しなければならない。

20. 人民元適格投資家に以下のいずれかの状況がある場合、主報告者は5営業日以内に国家外貨管理局に申請して変更登記手続を行わなければならない。

- (1) 人民元適格投資家の名称、保管者等の重要情報に変更が生じた場合。
- (2) 中国人民銀行、国家外貨管理局が規定するその他の状況。

人民元適格投資家が主報告者を変更する場合、新たな主報告者がそのための変更登記手続取扱に責任を負う。

人民元適格投資家もしくはその主要株主、実際の支配者がその他の監督管理部門（国外を含む）の重大な処罰を受け、人民元適格投資家の投資運用に重大な影響をもたらす、または関連業務資格が一時停止された、もしくは取り消された場合、主報告者は遅滞なく中国人民銀行および国家外貨管理局に報告しなければならない。

21. 保管者は業務発生の日から5営業日以内に、人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに人民元適格投資家の口座開設・閉鎖情報、投資限度額、資金クロスボーダー受取・支払情報、ならびに国内証券投資資産配置情報の情報等を送付しなければならない。

22. 本通達が要求する送付資料は中国語文書とする。同時に外国語文および中国語訳文を有する場合、中国語文書を基準とする。

23. 本通達は、発布の日から実施する。『中国人民銀行による「人民元適格国外機関投資家による国内証券投資の試行弁法」の実施に関する事項の通達』（銀発[2013]105号）、『国家外貨管理局による人民元適格国外機関投資家による国内証券投資試行に関する問題の通達』（匯発[2013]9号）および『国家外貨管理局資本項目管理司による「人民元適格国外機関投資家限度額管理オペレーションガイドライン」の公布に関する通達』（匯資函[2014]2号）は同時に廃止する。

付属文書： 1. 人民元適格国外機関投資家登記表〔略〕

2. 投資限度額届出表〔略〕
3. 人民元適格国外機関投資家保管者情報届出表〔略〕

中国人民銀行 国家外貨管理局

2016年8月30日

(中国語原文)

中国人民银行 国家外汇管理局
银发〔2016〕227号
关于人民币合格境外机构投资者境内证券投资管理有关问题的通知

中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，各副省级城市中心支行；国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，计划单列市分局；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：

为规范人民币合格境外机构投资者（以下简称人民币合格投资者）境内证券投资管理，根据《人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法》（中国证券监督管理委员会 中国人民银行 国家外汇管理局第90号令）及相关规定，现就有关问题通知如下：

- 一、 中国人民银行、国家外汇管理局及其分支机构依法对人民币合格投资者境内证券投资的投资额度（以下简称投资额度）、资金账户、资金收付等实施监督、管理和检查。
- 二、 经中国证券监督管理委员会（以下简称证监会）许可投资境内证券市场的人民币合格投资者，应当委托其境内托管人（以下简称托管人）代为办理本通知所要求的相关手续。
同一人民币合格投资者可委托不超过三家托管人。委托多家托管人的，应指定一家托管人作为主报告人（仅有一家托管人的默认托管人为主报告人），负责代其统一办理投资额度备案和审批申请、主体信息登记等事项。
- 三、 国家外汇管理局对单家人民币合格投资者投资额度实行备案或审批管理。
人民币合格投资者在取得证监会资格许可后，可通过备案的形式，获取不超过其资产规模或其管理的证券资产规模（以下统称资产规模）一定比例的投资额度（以下简称基础额度）；超过基础额度的投资额度申请，应当经国家外汇管理局批准。
境外主权基金、央行及货币当局等机构的投资额度不受资产规模比例限制，可根据其投资境内证券市场的需要获取相应的投资额度，实行备案管理。
- 四、 人民币合格投资者基础额度标准如下：
 - （一） 人民币合格投资者或其所属集团的资产（或管理的资产）主要在中国境外的，计算公式为：等值1亿美元+近三年平均资产规模 \times 0.2%—已获取的合格境外机构投资者额度（折合人民币计算，以下简称QFII额度）。
 - （二） 人民币合格投资者或其所属集团的资产（或管理的资产）主要在中国境内的，计算公式为：50亿元人民币+上年度资产规模 \times 80%—已获取的QFII额度（折合人民币计算）。

以上汇率折算参照申请之日上月国家外汇管理局公布的各种货币对美元折算率计算。

中国人民银行、国家外汇管理局可综合考虑国际收支、资本市场发展及开放等因素，对上述标准进行调整。

五、人民币合格投资者基础额度内的投资额度备案，应当向主报告人提交以下材料：

- (一) 投资额度备案的情况说明，并填写《人民币合格境外机构投资者登记表》(见附件 1)。
- (二) 经审计的人民币合格投资者近三年或上年度资产负债表(或管理的证券资产规模的审计报告等)。
- (三) 证监会资格许可证明文件复印件。

主报告人应认真履行职责，严格审核人民币合格投资者资产规模、已获取的 QFII 额度等证明性材料，并根据人民币合格投资者或其所属集团资产境内外分布情况，按标准准确核实其基础额度及拟备案的投资额度后，于每月 10 日前，将人民币合格投资者投资额度备案材料集中报国家外汇管理局备案(格式见附件 2)。国家外汇管理局确认后，将备案信息反馈给主报告人。

六、人民币合格投资者超过基础额度的投资额度申请，应通过主报告人向国家外汇管理局提交以下材料：

- (一) 主报告人及人民币合格投资者书面申请，详细说明增加额度的理由以及现有投资额度使用情况。
- (二) 人民币合格投资者有关托管人备案信息(格式见附件 3)。
- (三) 经审计的人民币合格投资者近三年或上年度资产负债表(或管理的证券资产规模的审计报告等)。
- (四) 国家外汇管理局要求的其他材料。

人民币合格投资者应做好主报告人与其他托管人之间的额度分配，切实履行额度管理有关要求。

国家外汇管理局将定期在其政府网站(www.safe.gov.cn)公告人民币合格投资者投资额度情况。

七、本通知下发前已取得投资额度的人民币合格投资者，若提出增加投资额度申请，按以下程序办理：

- (一) 已取得的投资额度未超过基础额度的：若已取得的投资额度加上申请增加的投资额

度之和仍未超过基础额度，按本规定第五条要求办理备案手续；若已取得的额度加上申请增加的投资额度超过基础额度，按本规定第六条要求报国家外汇管理局批准。

(二) 已获批的投资额度超过基础额度的，按本规定第六条要求报国家外汇管理局批准。

八、人民币合格投资者投资额度实行余额管理。即：人民币合格投资者累计净汇入资金不得超过经备案或批准的投资额度。

九、除开放式基金外，人民币合格投资者其他产品（或资金）投资本金锁定期为 3 个月。本金锁定期自人民币合格投资者累计汇入投资本金达到 1 亿元人民币之日起计算。

上述所称本金锁定期是指禁止人民币合格投资者将投资本金汇出境外的期限。

十、人民币合格投资者不得以任何形式转卖、转让投资额度给其他机构和个人使用。

人民币合格投资者投资额度自备案或批准之日起 1 年未能有效使用的，国家外汇管理局有权收回全部或部分未使用的投资额度。

十一、人民币合格投资者应根据《境外机构人民币银行结算账户管理办法》（银发〔2010〕249 号文印发）、《中国人民银行关于境外机构人民币银行结算账户开立和使用有关问题的通知》（银发〔2012〕183 号）等规定，开立一个境外机构人民币基本存款账户。

人民币合格投资者开立人民币基本存款账户后，应当选择具有合格境外机构投资者托管人资格的境内商业银行开立交易所证券市场交易资金结算专用存款账户和银行间债券市场交易资金结算专用存款账户，分别用于投资交易所证券市场和银行间债券市场。人民币合格投资者参与股指期货交易的，可以在期货保证金存管银行开立专门用于股指期货保证金结算的专用存款账户。

人民币合格投资者开立上述账户时，应当区分自有资金和由其提供资产管理服务的客户资金，并分别开立账户；设立开放式基金的，每只开放式基金应当单独开户。

十二、人民币合格投资者开立专用存款账户应当提供以下材料：

(一) 证监会关于人民币合格投资者资格许可证明文件复印件。

(二) 国家外汇管理局额度备案信息或批复文件。

(三) 托管银行的托管资格书面文件。

(四) 人民币合格投资者与托管银行的托管协议。

(五) 中国人民银行要求的其他文件。

人民币合格投资者投资银行间债券市场参照中国人民银行公告〔2016〕第 3 号的有关规定执行。人民币合格投资者开立银行间债券市场交易资金结算专用存款账户的，还需同时提供进入银行间债券市场的备案通知书以及托管人的银行间债券市场结算代理资格许可书面文件。

十三、 人民币合格投资者专用存款账户的收入范围是：人民币合格投资者从境外汇入的投资本金、出售证券所得、现金股利、利息收入、从依据本通知开立的其他专用存款账户划入的资金及中国人民银行和国家外汇管理局规定的其他收入。

人民币合格境外机构投资者专用存款账户的支出范围是：买入证券支付的价款、汇出本金和投资收益、支付投资相关税费、划出至依据本通知开立的其他专用存款账户的资金及中国人民银行和国家外汇管理局规定的其他支出。

十四、 未经批准，人民币合格投资者专用存款账户与其境内其他账户之间不得划转资金；自有资金、客户资金和每只开放式基金账户之间不得划转资金。

未经批准，人民币合格投资者专用存款账户内的资金不得用于境内证券投资以外的其他目的。人民币合格投资者专用存款账户不得支取现金。

十五、 人民币合格投资者依据本通知开立的银行结算账户内的资金存款利率，按照中国人民银行有关规定执行。

十六、 人民币合格投资者有下列情形之一的，应在 1 个月内变现资产并关闭其账户，其相应的投资额度同时作废：

- （一） 证监会已撤销其资格许可。
- （二） 国家外汇管理局依法取消人民币合格投资者投资额度。
- （三） 中国人民银行、国家外汇管理局规定的其他情形。

十七、 人民币合格投资者发起设立的开放式基金，可由托管人根据申购或赎回的轧差净额，每日为其办理相应的人民币汇入、汇出境外的手续。其他产品或资金可在锁定期结束后，委托托管人办理有关资金汇出入手续。

人民币合格投资者如需汇出已实现的累计收益，托管人可凭人民币合格投资者书面申请或指令、中国注册会计师出具的投资收益专项审计报告、完税或税务备案证明（若有）等，为其办理相关资金汇出手续。

十八、 托管人在为人民币合格投资者办理资金汇出入时，应对相应的资金收付进行真实性与合规性审查，并切实履行反洗钱和反恐怖融资义务。

十九、 人民币合格投资者应在首次获得投资额度之日起 10 个工作日内，通过主报告人，向主报告人所在地外汇管理部门申请特殊机构赋码并办理人民币合格投资者主体信息登记。因办理其他跨境或外汇收支业务已经获得特殊机构赋码的，无需重复申请。

托管人应按照《国家外汇管理局关于调整合格机构投资者数据报送方式的通知》（汇发〔2015〕45号）的要求，报送人民币合格投资者相关的监管和统计数据。

二十、人民币合格投资者有下列情形之一的，主报告人应在5个工作日内向国家外汇管理局申请办理变更登记：

- （一）人民币合格投资者名称、托管人等重要信息发生变更的。
- （二）中国人民银行、国家外汇管理局规定的其他情形。

人民币合格投资者变更主报告人的，由新的主报告人负责为其办理变更登记手续。

人民币合格投资者或其主要股东、实际控制人受到其他监管部门（含境外）重大处罚，会对人民币合格投资者投资运作造成重大影响或相关业务资格被暂停或取消的，主报告人应及时向中国人民银行和国家外汇管理局报告。

二十一、托管人应当在业务发生之日起5个工作日内，向人民币跨境收付信息管理系统报送人民币合格投资者账户开销户信息，投资额度、资金跨境收付信息，以及境内证券投资资产配置情况信息等。

二十二、本通知要求报送的材料为中文文本。同时具有外文和中文译文的，以中文文本为准。

二十三、本通知自发布之日起实施，《中国人民银行关于实施〈人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点办法〉有关事项的通知》（银发〔2013〕105号）、《国家外汇管理局关于人民币合格境外机构投资者境内证券投资试点有关问题的通知》（汇发〔2013〕9号）和《国家外汇管理局资本项目管理司关于发布〈人民币合格境外机构投资者额度管理操作指引〉的通知》（汇资函〔2014〕2号）同时废止。

- 附件：
- 1. 人民币合格境外机构投资者登记表（略）
 - 2. 投资额度备案表（略）
 - 3. 人民币合格境外机构投资者托管人信息备案表（略）

中国人民银行 国家外汇管理局
2016年8月30日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。